

(仮称)新潟市自治基本条例素案(原案)

第1章 総則

【目的】

この条例は、本市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民、議会及び市長などの役割や責務等を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

【用語の定義】

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりです。

市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

参画 市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

協働 市民と市が対等な立場で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することによって、共通する課題の解決にあたることをいいます。

【条例の位置づけ】

この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合は、この条例の趣旨やこの条例に定める事項を最大限に尊重します。

【基本理念】

市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を実現すること。

地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

【自治の基本原則】

市民及び市は、次に掲げる原則により、自治運営を行います。

それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動すること。

市政に関する情報を共有すること。

市民参画の下で市政の運営を行なうこと。

協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

【市民の権利と責務】

市民は、市政に関する情報を知ることや、市民自治の担い手として市政に参画することができます。

市民は、自らの責任と役割に基づき、自らを律し、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して市民自治の確立に取り組みます。

市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第2節 市議会（別途，検討）

第3節 市長等

【市長の責務】

市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。

市長は、地域の資源を最大限に活用して、市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行わなければなりません。

市長は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。

【職員の責務】

職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに市民自治を推進しなければなりません。

職員は、法令を遵守し、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。

職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策の効果を最大限発揮できるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

【市政運営】

市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用するとともに、市の将来像を示す計画を策定し、選択と集中を基本とした施策展開を図ります。

市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。

市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること。

市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。

施策、事業等について、効率的かつ効果的に行い、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明すること。

市の組織は、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとしします。

【財政運営】

市長は、経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担います。

市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。

市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易い方法により説明します。

第2節 参画と協働のしくみ

【情報の提供等】

市は、「新潟市情報公開条例」で定めるところにより、市政に関する情報を適正に開示し、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図ります。

市は、市民が初期の段階から市政に参画し、協働することができるよう、各施策の立案段階や政策形成過程の情報を積極的に提供するなど、市民との情報共有の効果的な推進を図ります。

【附属機関の運営】

市は、附属機関の会議を原則として公開し、また附属機関の委員の一部を市民からの公募により行なうなど、開かれた市政運営を推進します。

【市民意見の提出手続き】

市は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民からの意見を求めます。

【住民投票】

（住民投票の実施）

市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

この条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

（住民投票の発議及び請求）

市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

本市に住所を有する年齢20歳以上の者（永住外国人を含みます。）は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

市長は、この請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議します。

【協働の推進】

市は、市民との協働を推進するため、必要な情報の収集・提供、交流の支援、相談、研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。

市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。ただし、市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ

【法令遵守及び倫理の保持】

市は、「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」で定めるところにより、職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託に応え、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護します。

【適正な行政手続の確保等】

市は、「新潟市行政手続条例」で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関し、適正な行政手続を確保することで、公正性の確保と透明性の向上を図ります。

市は、「新潟市個人情報保護条例」で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

【市民の権利利益の保護】

市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。

市は、市政に対する市民からの相談等に対する市の対応について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済の仕組み等を整備するよう努めます。

【行政評価等】

市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表します。

市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を言います。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行います。

第4章 区における住民自治

第1節 区における行政運営

市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。

区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。

地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。

市民協働の拠点として、自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

市民に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

市長は、区役所がその役割を発揮できるよう、組織や予算執行など必要な体制を整備します。

第2節 地域協働の推進

【地域住民及び地域コミュニティの役割】

地域住民（一定の区域内に住所を有する人、その区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）は、地域自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

地域住民は、地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団をいいます。）が、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自らその活動に参加し、又は支援するよう努めます。

地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的・自立的な活動を行います。

【市の役割】

市は、地域コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重します。

市は、地域コミュニティが、市と協働して地域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、その活動に対して支援を行います。ただし、市の支援は、地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

【区自治協議会の役割】

区自治協議会は、「（仮称）新潟市区自治協議会条例」で定めるところにより、地域課題に取り組む地域住民と市との協働の要としての機能を担います。

第5章 国及び他の地方公共団体との協力

市は、国及び県と相互に協力し、市民自治の確立に努めます。

市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携・協力し、その解決に努めます。

市は、国際社会に果たす役割を認識し、広く国際社会との交流及び連携に努めます。